

## 宮城県宮城広瀬高等学校学習用タブレット端末使用上の注意

### (目的)

宮城県宮城広瀬高等学校において学習用タブレット端末（キーボード等の周辺機器一式を含む。以下、「端末」という。）を生徒に貸与し校内及び校外（校外学習先及び自宅等）における ICT 教育を推進するため適切に活用することを目的として端末を貸与する。

### (対象者)

端末の貸与を受けることができる者は宮城県宮城広瀬高等学校に在籍している生徒のみとする。

- 2 端末の貸与を希望する生徒は、校長が定める日までに様式 2 を校長に提出するものとする。

### (貸与に係る費用)

端末機器の貸与は無償とする。ただし、端末持ち帰り時の自宅等における通信料・充電に係る経費、修繕・再購入等に要する経費、賠償、返却に係る経費及びこのほか個別協議等により生徒が負担することとされた経費については貸与を受けた生徒の負担とする。

### (貸与された端末の取扱い)

貸与を受けた生徒は、端末の使用・管理に当たり宮城県教育情報ネットワーク運用管理要領（平成 30 年宮城県教育庁）などの県の情報セキュリティポリシーその他関係法令等を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分注意し善良な管理者の注意義務をもって取り扱うこと。

- 2 端末の貸与に当たっては、生徒は以下のことを行ってはならない。

※悪質な場合は指導の対象となる。

- (1) 端末を学校が認めた学習以外の目的で使用する（SNS やネットゲーム、ショッピングなどには利用しないこと。）。
- (2) 他人の端末に、本人の許可なく触れること。また、友人間で貸し借りすること。
- (3) 端末を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (4) 端末を利用し、他人や他団体を傷つけたりする行為や、著作権侵害など法律違反に当たるような第三者に危害、損害及び不利益等を与えること。
- (5) 端末に物理的又は論理的な改造を行うこと。
- (6) 端末に学校の許可なくソフトウェア（私的なアプリ等）をダウンロードすること。  
※無理矢理インストールして消去できなくなった場合、端末の修理代金を請求することがある。
- (7) 端末使用のための ID やパスワード等を他者に漏らすこと。  
※他人の ID ・パスワードでログインすると ID の不正利用、「なりすまし行為」となり、指導の対象となる。
- (8) 端末に貸与前の状態に戻せなくなるような加工・装飾等を施すこと。
- (9) そのほか、校長が別に定める遵守事項に反すること。

### 3 その他、以下の点にも注意して使用すること。

- (1) 端末を初期化しないこと。
- (2) 校内セキュリティを破ろうとする行為は禁止する。  
※不正アクセス禁止法に抵触する可能性がある場合、即警察との連携を図る。
- (3) 他人の所有物・画像・音声・動画・個人情報（顔・名前・住所・その他個人が特定できるような情報）を、本人の同意に関わらず、撮影・所持・送信・公開しないこと（制服、行事等の風景写真等からも特定されていく）。
- (4) 本体に貼ってある管理シールを剥がさないこと。
- (5) 私的な Gmail アカウント (@gmail.com) でログインしないこと。  
※設定が変更され、操作が複雑になってしまうため。
- (6) パスワードを忘れるとログインできないので忘れないようにすること。また、パスワードは誰にも教えないようにすること。
- (7) 授業中の利用は教員の指示に従うこと。
- (8) 必要に応じて各自で以下の物品の準備を推奨する（必須ではない）。
  - ・イヤホンマイク 音声の聞き取り・入力時に役立つ。
  - ・タッチペン 鉛筆感覚で画面に書き込みができる。
- (9) 端末は授業のある日は毎回持参すること。
- (10) 移動教室等で端末を利用しないときは、端末をロッカーに入れ、鍵をかけるようにすること。
- (11) 安全のため、歩きながら端末の使用はしないこと。

#### （貸与された端末を自宅等に持ち帰る場合の取扱い）

学校・自宅以外の場所（公共施設や飲食店等）で利用する場合は、貸与を受けた生徒は紛失や他人の覗き見に特に注意するとともに、公衆無線 LAN への接続に当たっては通信傍受のリスクがあることに十分注意すること。

- 2 端末を自宅等に持ち帰って利用する場合のインターネット通信料及び充電に係る経費は、貸与を受けた生徒において負担するものとする。
- 3 貸与された端末を自宅等に持ち帰って使用する場合、端末の充電を行い、端末を翌日以降の学校における授業等の教育活動で使用できる状態にすること。
- 4 端末を利用して学習と無関係な動画を視聴したりすることのないよう家庭における利用の在り方について家庭での話し合いの場を設けるなど、家庭でも端末利用について協力を頂く。

#### （端末の紛失・破損等）

端末の紛失、盗難、コンピュータウイルス感染、破損及び故障等が判明したときは、速やかに指定の様式により校長に報告すること。

- 2 端末の紛失・破損等の原因が自身の故意又は重大な過失による場合、端末の修繕・再購入等の原状復旧に要する経費を自ら負担すること。

#### (損害賠償責任)

生徒は及び保護者等は、貸与端末の利用において、自身の責めに帰すべき理由により学校、県又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。

#### (貸与の取消し)

以下のいずれかに該当し、端末の貸与を取り消されたときは、校長が指定する日までに端末を返却すること。

- (1) 貸与を受けた生徒が、休学・原級留置等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 貸与を受けた生徒が、本校に在籍しないこととなったとき。
- (3) 貸与を受けた生徒がこの注意事項に記載の禁止されている行為をしたとき。
- (4) その他、貸与を取消す必要のある特別の事情が生じたとき。

#### (端末の返却)

端末の貸与を受けた生徒は、校長が指定する日までに端末を返却しなければならない(前条の規定により貸与を取消された場合を含む)。

- 2 端末の貸与を受けた生徒が、前項の校長が指定する日までに貸与された端末を返却せず、校長から督促を受けてもなお返却に応じない場合は、貸与された端末を再度調達するために必要な価額を賠償する責任を負う。
- 3 端末の返却を受けた後、校長は、返却された端末が正常に使用できる状態であることを速やかに確認するものとする。
- 4 前項の確認の結果、端末が正常に使用できない状態であることが確認された場合、校長は当該端末の貸与を受けていた生徒に対し様式3の提出を求め、当該生徒は速やかにこれに応じなければならない。

なお、その場合において、機器の紛失・破損等の原因が貸与を受けた生徒の故意又は重大な過失による場合、端末の修繕・再購入等の原状復旧に要する経費は貸与を受けた生徒において負担するものとする。

- 5 生徒から端末の返却を受けた後、校長は、当該端末を別の生徒に貸与する前に、端末がログインされたままの状態になっていないか、自宅等の無線LANの接続情報が残ったままになっていないかなど、それまで貸与されていた生徒に関する情報が残されていない(適切に消去されている)ことを必ず確認した上で別の生徒への貸与を行う。

#### (保護者及び保証人の責任)

宮城県立高等学校学則(昭和25年教育委員会規則第33号)に定める保護者(保護者のないときは保証人)は、この要綱において定める端末の利活用、修繕及び再購入等一切について生徒と連帯して責任を負うものとする。